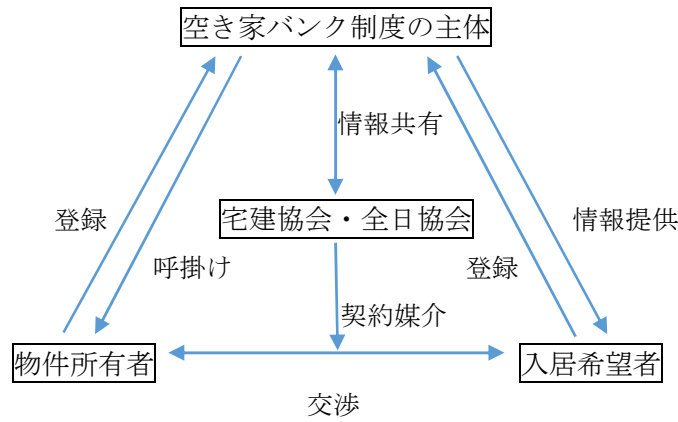
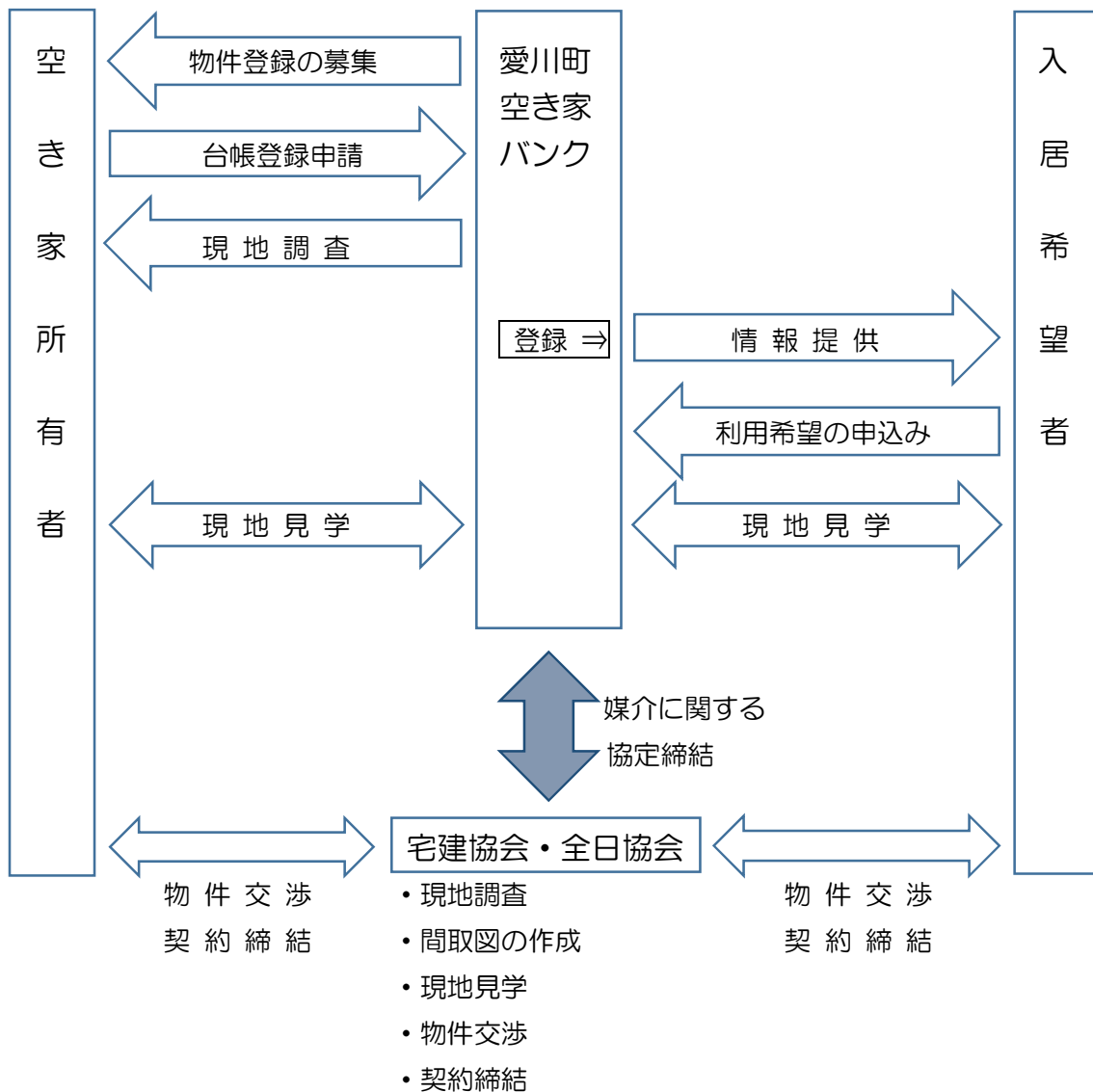


## ◎「愛川町空き家バンク事業」の概要

### [制度のイメージ]



### [空き家バンクの仕組み]



## [空き家バンク登録手続きの流れ]

### ■ 1 空き家の調査・登録

業務等の内容	関係機関等
(1) 空き家バンク登録台帳登録申請書の提出	物件所有者 ⇒ 町
(2) 申請物件の現地調査	物件所有者、町
(3) 申請物件の登記内容等の確認	町
(3) 媒介に係る協力依頼書の提出	町 ⇒ 宅建協会・全日協会
(4) 媒介業者の選定	物件所有者
(5) 申請物件の現地調査	物件所有者、不動産業者、町
(6) 媒介に係る契約の締結	物件所有者、不動産業者
(7) 空き家バンク登録台帳登録完了通知書の交付	町 ⇒ 物件所有者



### ■ 2 情報提供とバンク利用申込

業務等の内容	関係機関等
(1) 物件登録及び情報提供開始	町
(2) 空き家バンク利用希望申込書の提出	入居希望者 ⇒ 町
(3) 所有者等の情報など詳細について情報提供	町 ⇒ 入居希望者
(4) 現地見学	入居希望者、宅建業者



### ■ 3 物件交渉と契約締結

業務等の内容	関係機関等
(1) 物件交渉	物件所有者、入居希望者、 不動産業者
(2) 物件情報の変更 ※物件登録情報の表示を「交渉中」に変更	町
(3) 契約締結	物件所有者、入居希望者、 不動産業者
(4) 媒介に係る結果報告書の提出	不動産業者 ⇒ 町